

平成25年第4回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1. 開会年月日 平成25年12月13日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成25年12月16日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 中村勤君   | 副議長 | 慶徳宏昭君 |
| 1番  | 小菅卷子君  | 2番  | 中井元信君 |
| 3番  | 繁政秀子君  | 4番  | 益田芳子君 |
| 5番  | 山口晃司君  | 6番  | 上原貢君  |
| 7番  | 海渡弘信君  | 8番  | 西友幸君  |
| 11番 | 山西忠次君  | 12番 | 木田圭司君 |
| 13番 | 力山彰君   | 14番 | 岩竹博明君 |
| 15番 | 加島久行君  | 16番 | 中村武弘君 |
| 17番 | 梶川三樹夫君 | 18番 | 林淳君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-------|---|--------|
| 町 | 長 | 和多利義之君 |
| 副町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 教育 | 長 | 高杉良知君 |
| 企画財政部 | 長 | 高石寛智君 |
| 総務部 | 長 | 寺尾光司君 |

| | |
|-----------------|-------------|
| 福 社 保 健 部 長 | 末 釜 由 紀 夫 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 木 谷 賢 二 君 |
| 建 設 部 長 | 森 島 正 二 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 土 手 澄 治 君 |
| 消 防 長 | 中 村 克 司 君 |
| 教 育 部 長 | 林 健 三 君 |
| 総 務 部 次 長 | 谷 崎 文 男 君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 | 梶 川 幸 正 君 |
| 建 設 部 次 長 | 河 中 健 治 君 |
| 教 育 次 長 | 金 藤 賢 二 君 |
| 企 画 課 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 職 員 課 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 小 川 博 文 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 佐 藤 幸 子 君 |
| 環 境 課 長 | 池 口 豊 記 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 脇 本 哲 也 君 |
| 予 防 課 長 | 佐々木 和 也 君 |
| 総 務 課 長 (教 委) | 森 本 雅 生 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 中 野 真 司 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のために会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村 勤君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成25年第4回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本日は、3番 繁政議員、4番 益田議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って進めてまいります。

総務文教関係、第1項、役場庁舎のさらなるバリアフリー化について、7番海渡議員の質問を行います。

7番海渡議員。

○7番(海渡弘信君) おはようございます。役場庁舎のさらなるバリアフリー化ということについて御質問いたします。

障害者や高齢者等の社会的弱者のみならず、全ての人において日常生活を送る上で生活の支障となる物理的、精神的な障害を取り除くため、本町においてもバリアフリー社会の実現に積極的に取り組んでおられることです。

先般、高齢者や車椅子の利用者から、役場敷地内の道路の安全確保が十分でないとの声が寄せられました。特に、1階出入り口のアプローチでは、アコーデオン扉設置個所の段差解消や歩道へのスロープの設置等が必要ではないかと思えます。

現在の状況からさまざまな制約があるため、技術的に難しい面もあろうかと思いますが、住民の声に耳を傾け、創意工夫しながら、全ての来庁者が安心して利用できるような環境整備をする必要があると思えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長(中村 勤君) 答弁。

総務部長。

○総務部長(寺尾光司君) 皆さん、おはようございます。総務部長です。7番海渡議員からの御質問、役場庁舎のさらなるバリアフリー化について、お答えをいたしたい

と思います。

議員御指摘のとおり、本格的な少子高齢社会の時代を迎え、高齢者や障害者を初め、誰もが自立した個人として参画できる社会の実現が求められているところでございます。このため、道路、公園、公共施設、公共交通機関、建築物などの社会資本を整備する上で、誰もが利用できる施設整備が重要な課題となっているところでございます。

本町におきましても、公共施設の整備に当たりましては、バリアフリー新法の基準をクリアさせるとともに、昨年12月には同法を受けまして、移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を町の条例で定めるなど、公共空間のバリアフリー化に努めているところでございます。

御指摘の役場庁舎のバリアフリー化ということでございますが、この役場の本庁舎は昭和59年4月2日に開庁し、ことしでちょうど30年を迎えるという建物でございます。建設当時におきましては、住民などの不特定多数の方が利用する施設として配慮し、建築されているところでございますが、その後、社会情勢や住民のニーズという変化もありまして、全ての方に十分にバリアフリー化、使いやすい施設となっているかという点、まだ不十分な点もあろうかと思っております。しかしながら、補助金等の特定財源をも活用しながら、バリアフリー化に徐々にではありますが、努めているところでございます。

最近におきましては、平成19年にオストメイト対応のトイレを設置しております。そして、平成19年から22年にかけては、温水洗浄便座付きの洋式トイレを整備しております。そして、23年には思いやり駐車場などの整備を行っております。引き続き、利用者の声を聞きながら計画的、かつ着実な取り組みが必要であるというふうに考えております。

このたび、議員御指摘の1階の東側のスロープ設置や、役場庁舎駐車場出入り口部分のアクセシブルな式門扉のレール部分の段差解消というのが必要ではないかという御指摘でございますが、本格的高齢社会の到来という社会背景から、移動等の円滑化については、施設管理者として適切に対応することが必要であるという認識は持っております。

役場庁舎の出入り口部の傾斜路、スロープにつきましては、2階の正面入り口部分と、1階西側の部分については傾斜路、スロープとなっておりますが、御指摘の1階の東側入り口部分については、2段の段差がありまして、約30センチの高低差が生

じております。役場庁舎全ての出入り口がスロープによって出入りできるということが望ましいとは思いますが、現状では形状からちょっと困難ではないかと思っております。

1階の軒下部分、建設部長コーナーの外側の部分に通路がありますが、この通路部分にスロープが設置できないかということで検討いたしましたが、通路幅は狭いところが約160センチ、1.6メートルということで、両側手すり付きのスロープを設置するというのは構造的に難しいということでもあります。

また、基準で言うと、勾配は15分の1という勾配の基準がありますが、30センチの高さを15分の1の勾配をとるということになると、4.5メートルの延長が要るということで、その距離もなかなか難しいと、そしてまた、車椅子の場合は回転場所が必要ですが、それもあそこの通路ではちょっと回転場所をとるのは難しいかなということで、またスロープを設置するということになると、東側の出入り口を自動ドアにする必要もあるということなどから、現状ではちょっと困難ではないかなというふうにその部分は思っております。

そして2つ目の、役場駐車場への出入り口部の門扉のレールの段差解消ということでございますが、実際の段差は約2センチから3センチ程度生じていると思っております。レールの一部分が変形、劣化しているということもありまして、地中に埋め込み式のレールというのが一番平面化になるということで、業者にその辺話を聞きましたけれど、改修費用が約65万円かかるということがありまして、現在、改修するか、それより、それ以外のよい方法がないかというのを検討しているというのが実態でございます。この部分は車道でもありまして、車両の通行には特に支障はないというふうに思いますが、確かに段差の解消ができれば、誰もがより快適に円滑に出入りができるということも事実であります。

駐車場の出入り口部分の段差解消というのは、将来的には改修が必要という認識はいたしておりますが、庁舎内の施設とか敷地内の各施設、設備にはまだまだ経年劣化しているものもありまして、それとか利用しにくいものもありまして、それぞれの緊急性、必要性、経費等を勘案して、優先順位を判断して対応していきたいというふうに考えております。限られた財源の中において最大限の効果を住民の皆様還元できるよう整備、修繕に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） 今、総務部長さんのほうからいろいろな御指摘もありましたけど、実はこれは私も何月だったかちょっとはっきり覚えてないんですけど、3月から4月ごろに1回御相談に行ったこともあるんですけど、結局、今3センチ、5センチと言われたんですが、実際に車椅子とか乳母車、それで来庁される方にとっては、健常者の方はさほどでもないんですけど、すごく危険だということが出ております。

それと、来年に対して、今度は今の社会福祉事務所にできるということであって、またそういう方もたくさん出入りをされると思いますので、早急に何らかの解決を、今60万円かかると言われたんですけど、3センチから5センチぐらいの段差のことなんですけど、健常者から見たらさほどのことはないと思いますけど、やっぱり障害者とかいろんな方から見ると、大変危険な場所らしいです。やっぱり早急に対処をお願いしたいと思います。

○議長（中村 勤君） そういう要望でよろしゅうございますか。

○7番（海渡弘信君） これは要望というて、早急に対応して。

○議長（中村 勤君） 答弁要りますね。

答弁。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） そういう車椅子等利用者の方に非常に段差を生じて通行しにくいという状況であるというふうな御指摘でございます。答弁の中でも触れましたけれど、全体的な優先順位という言葉を超えて使いたくないんですけど、経費もかかるということですので、いろんな方法を考えながら、優先順位が高いものとして検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 3回目の質問。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） 一応町長さんも住んでよかった、住みよいまちづくりということと言っておられるところもありますので、町長さんもひとつこの件に関しては、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 要望でよろしゅうございますね。

以上で、第1項、役場庁舎のさらなるバリアフリー化について、7番海渡議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、生涯学習施設の整備について、3番繁政議員の質問を行います。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） おはようございます。生涯学習施設の整備について質問をいたします。

先ほどバリアフリーの話が出ましたが、優先順位を云々という話がありましたが、優先順位はどうやって決めるのか、そのことを海渡さんが聞かれませんでしたので、私が聞いときたいと思います。というのは、なぜかいうたら、生涯学習施設の中で、特に府中公民館に、南公民館にはエレベーターがつけましたが、府中公民館はありません。先ほど海渡議員さんの話の中にもありましたように、本当に高齢者の人、障害者の方が生涯学習施設で活動しよう思うたら、南公民館はエレベーターがついておりますが、府中公民館はついておりませんから、随分苦勞されております。優先順位はどうやって決まるのか、利用者が多いほうが先なのか、毎日人が来るところが先なのか、その辺は総務部長、しっかりと後でいいですから説明をお願いしたいと思います。それでは、質問に入ります。

生涯学習社会と言われてもう何年もたちました。町内では子供たちからお年寄りまで大変多くの皆さんがライフステージごとに、あるいは年齢を超えて、まずくすのきプラザや、そして公民館などの社会教育施設を利用し生涯学習活動に取り組んでおられます。

しかしながら、そうした施設の多くは老朽化が進み、町民、とりわけ利用者から改善要望の意見や願いをよく私たちは耳にします。その中でも特に地域の生涯学習拠点である公民館の整備については、南と北を比較するわけではありませんが、どうしても町民の間には、活動するのに利便性の高い施設を少しでもよくしていただきたいという思いが強いものがあります。こうした整備については、第3次総合計画の中では未実施事業として上げられております。今後は第4次総合計画において再度検討されると思いますが、多額の財源投資の必要性も考慮すると、現状では可能な生涯学習活動を展開していくためにも、条件整備はソフトを含めてぜひ対応すべきだと思われませんが、考え方をお聞きします。

特に、一例を挙げれば、やはり同じ町民であるということからも、例えばパソコンの講習、講座についても、情報化社会が進む中、町民には少しでもそうした真剣についていこうと思って学習したいという思いの方が多くいらっしゃいます。南北2館においてそうした講座、講習がどのように開催され、そうした講習、講座のチャンスが同じように展開されているのかどうか、あわせてお聞かせをお願いいたします。

そして、先ほど言いました、特にエレベーターの件につきましては、住民の皆さんからどうしても、今回私が入院したりいたしましたので、元気になったら、このことについては特にようよう言っというてくださいうう要望がありました。

もう一つ、府中北のほうですね、府中公民館は60年、府中南公民館は50年、福寿館は30年たっておりますから、60年たつとるからもう本当に暗い、暗いから、暗いところで蛍光灯がすごく暗い。じゃけ、せめて今たちまちすぐできるっていうたら蛍光灯をかえるぐらいはできると思いますので、各教室の蛍光灯をかえてもらうだけでも明るい教室になるんじゃないかと思います。

せんだってですね、もう1年ぐらいになるかな、トイレへ行って立つときの棒をつけてもらいたいというのを要望しました。そしたら、次の次ぐらいにつけてくれとっちゃってね、まあみんなすごく喜んで、まあすごいね、府中は、町長さん物すごい人気がようになったんよ、あれで。町長さんはすごいんじゃないね、繁政さん言うてくれたら、次の日に行ったら、もうこうやって持って立たれるようになったいうて、もう人気よかったですよ。ほじゃから選挙せんでよかったでしょう。あのぐらいね。ですから、蛍光灯をかえるぐらいはかえられると思いますので、ちょっとその辺はさっき60万円か何ぼ要る言うちゃった。蛍光灯はあかに要らんと思いますので、検討してもらいたいと思います。まず、1回目の質問、よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） おはようございます。教育部長です。3番繁政議員の生涯学習施設の整備について答弁をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、府中公民館におきましては、昭和30年開館で築58年、府中南公民館におきましても、昭和37年開館で築51年、歴史民俗資料館は旧役場庁舎を改築いたしまして、昭和59年に開館後29年、府中町立体育場は昭和41年使用開始の築47年ということで、社会教育施設及び社会体育施設の老朽化が進んでお

りますことにつきましては、公民館の活動者とか、その他そういう各町内の教育施設関係の利用者の多くの方々からそういった御意見をいただいております、教育委員会としても十分認識をいたしているところでございます。

今のところ、教育委員会としましては、学校施設の耐震化を喫緊の課題といたしておりますので、学校施設の耐震化が完了した後は、他の関係部署と協議しながら、町の施設体系の中で社会教育施設並びに社会体育施設の計画を次期総合計画である第4次総合計画の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

御質問の現状の中で可能な生涯学習活動のための条件整備についてでございますけれども、公民館の設置及び運営に関する基準というものがございます。その中では、公民館は青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため、必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとするというふうにされておりますので、日常メンテナンスはもちろんでございますけれども、必要性、緊急性など十分配慮しながら、予算の範囲内で修繕を行ってまいりたいというふうに考えております。

公民館は社会教育法におきまして、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとの社会教育施設としての設置目的がございますので、ハード面のみならず、講座等ソフト面においても、魅力ある公民館の運営に努めてまいりたいと考えております。

御質問の中で、公民館におけるパソコン教室の開催状況についてのお尋ねがございましたけれども、いずれもパソコンの基本操作やワード、エクセルといった基本的な部分として、例えば年賀状の作成であるとか、住所録の作成など、初心者を対象とした講座を開催いたしております。

府中公民館では、広島市の公民館などで多くの実績がある会社に講師を依頼しており、受講料をいただいて開催しております。南公民館では、NPO法人の協力を得て開催しております。それぞれ内容は若干異なりますが、講座はいずれも大変好評の状況でございます。受講希望者が選に漏れるということは今のところはないという状況でございます。今後もさまざまな住民ニーズを踏まえまして開催形式を工夫しながら、継続して実施してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、同じく質問の中で公民館の小ホールの照明が暗いということもございました。

照明自体が暗いという御指摘につきましても、先ほど答弁させていただきましたように、当面必要な施設補修をしながら、施設の適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。具体例で申しますと、図書室で一度そういった暗いという指摘がございましたので、公民館祭りの片づけの後、少しレイアウト等の改善を図ったようなところでございます。

今後とも公民館の運営について、方々の御協力いただきながら、魅力ある公民館運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 質問の中で優先順位はどういうふうにしてつけるのかという御質問がございました。先ほど若干答弁させていただいたんですけど、それぞれの緊急性、必要性や経費等を勘案し優先順位を判断していきたいというふうに答弁をさせていただきます。

より具体的に申しますと、やはり老朽化した施設で言うと、危険性、安全性の観点、それとあと必要性です、あと効果、それと費用、法令上基準に適合していないということになれば、直ちに直さなきゃいけないというのを総合的に後は判断して優先順位を決めていくということになります。

ちょっと具体的に言いますと、役場庁舎の例を言いますと、従来からちょっと細かな話にはなるんですけど、役場庁舎の維持管理上の課題としては、西側の自動ドアが前に開くということで、住民の方からいけば、余り見なられたことのない自動ドアで、ああいうあけ方がちょっとびっくりされるというのをお聞きして、あの上段を何とか変えたいというのは昔から思ってる部分なんですけど、なかなか経費的なものとか構造的なものからできてないというのがありますし、またそれ以外に言えば、御存じだと思んですけど、役場の駐車場の舗装が随分傷んでるとか、それとか白線が消えかかっているとかが御指摘は受けております。そういったものはちょっと今のところ先送りをしているというのが実態であります。

ただ、今回の12月の補正で一部役場庁舎の修繕料の補正をいただいております。その内容は、蛍光灯の安定器が音がすると、これは業務に支障があるということで、蛍光灯の安定器の取りかえの経費を10万円程度ちょっと補正をいただいております。それとあと、非常用の発電機の蓄電池が耐用年数を超えてるとというのが定期点検で指

摘がありましたので、これについても今回の補正で計上させていただいております。そういった面でいろいろ勘案しながら、費用対効果を見ながら、当然直さなければいけないものは直すということでやっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

3 番 繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） エレベーターはどうなったんかね。あれほどこが答えるんかしら。エレベーターをつけてくださいという強い要望があるということだけ覚えといてください。そして、いつかどっかでつけられるようになったら、南はついとるから、北はついてないじゃろう。高齢者の人もどんどんふえていっとりますので、検討しといてください。

さっきのパソコンのことなんじゃけど、同じような講習と講座をされているという話でしたが、南のほうはLANというんかいね、何か南のほうはついとるんじゃない。それで、すごく発展的なことができるという話やったんよ。それで府中公民館のほうにも南公民館のほうについとるんじゃないったら、それと同じようなことをしてもらえんでしょうかという要望があったから、ちょっとお尋ねしてみたんですけど、これどうなんだろう。私もよう調べてないで質問してごめんなさい。そういうことです。

先ほどおっしゃったように、施設の老朽化対策にあわせて、今は住民が生涯学習のための場として、整備については、先ほど言ったように、蛍光灯についてはなかなか思うようにいかんかもわかりませんが、それでもかえりゃあええだけじゃけ、1 回ぐらい予算を検討してみてもらいたいと思います。来年度第4次総合計画に着手していくわけですから、またその場で町民の要望を十分把握しながら、私も意見を述べていこうと思いますが、皆さんも町民の要望をしっかりと受けとめて聞いておいていただきたいと思います。

ただ、教育員委員会としては、現在利用されている生涯学習施設としての旧体育館の体育場、体育館についての考え方をお聞かせ願っておきたいと思います。過去、町民体育館として南に建設されてるため、南に、小学校のところへ町民体育館が建設されてる、補助金の関係だったと思いますが、改築は難しいというような話、意見もあったような気がします。その後、何年も現状の老朽化の中で多くの町民の皆さんが活

用されていますが、町内に生涯学習施設が少ない中で、今後どのようにこのことを考えておられるか、そのことについて質問をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 3番繁政議員さんからの再質問でございます。

エレベーターの設置につきまして、最初の答弁でなかったかと思っておりますけども、府中公民館のエレベーター設置についてなんですけど、南公民館のエレベーターにつきましては、平成15年につけております。そのときの費用としまして、図書室も一緒に改修しておりますけども、約5,400万円程度かかっております。府中公民館、同じような2館で2階建ての施設でございます。そういった意味で、当時もそういった府中公民館へのエレベーター設置という意見は当然あったわけでございますけども、なかなか予算上も非常に厳しいというような状況もございましたので、現在まだつけてない状況でございますけども、このエレベーターの設置につきましても、先ほどの答弁と同様になるかと思っておりますけども、公民館のそういうリニューアルといいますか、そういった施設体系の中で、そういう4次総の中で検討する中で、そういうエレベーター設置につきましても、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、パソコンの状況のことのお尋ねがございましたけども、インターネットの利用環境だと思っております。府中公民館と南公民館が異なってるということで、府中公民館につきましては、無線の方式を使っております。無線といいますのが、やはりインターネットを使うためのプロバイダーというそういう通信事業者に加入いたしますけども、そういったその基地局が大州にございます。大州から府中公民館のほうへ電波で飛ばしまして、府中公民館にありますレシーバーといいますか、こういったのがあるんですが、そういったものの中でここへ飛ばしてまして、それからパソコンにつなげるということで、多少電波でございますので、そういう電波状況が若干悪いというようなこともあって、同時に使える台数が若干制限されるかなという状況でございます。ただ、決して利用できないということではないんですが、インターネット、特に例えばインターネットで動画を見るであるとか、画像を見るであるとか、そういった大容量の情報を見る場合については、現在の無線方式では少し制限があるのかなというふうなことでございます。

南公民館につきましては、有線で2階の中講座室だと思いますけども、そちらのほうにハブという分配する機器がありますけども、それにLANケーブルという線をつなぎまして、有線で行ってるということで、その差が若干出てるのかなというふうに思っております。ただ、通信のいわゆる最大容量といいますか、通信速度からいいますと、府中公民館のほうの機器のほうが通信速度としてはすぐれております。ということで、インターネットを使う場合については、そのような若干の両公民館での差があるということで、特に、今は初心者といいますか、高齢者を対象にして初心者的な、ということがございますので、そういったパソコン自体の能力もありますけれども、そういう現在行っております講座等においては、さほど支障はないのかなというふうに考えております。

それと、蛍光灯のことでございますけども、それにつきましてもちょっとできるだけ対応を考えていきたいというふうに思っております。

それと最後、町立体育場のお話ございましたけども、体育場の昭和32年に建築されまして、これも50年を過ぎてるということで、当時府中中学校の体育館として利用しておりましたので、旧中体育館ということで親しまれておるんですけども、この施設を今後どのようにするかということがございますけども、今のところ解体とか大規模の改修という計画はございません。

御存じのように、先ほどから言っておりますように、教育関係の施設は非常に古いものがございます。また規模も大きいことから、1カ所修繕、改修していくには多くの費用がかかるという状況でございます。

ちなみに、府中町立体育場の利用状況を申しますと、平成24年度ですけども、3万3,743人の方々が利用されております。ソフトバレーボールであるとか、バウンドテニス、卓球、剣道、空手、新体操という多くの方々が利用されております。引き続きそういった修繕等は行っていくとしても、今のところ大きな改修、解体とかいう計画は現在はございません。現在通常の中で維持補修を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3回目の質問。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 教育委員会からの答弁で納得はいつとりませんが、4次総の中

でお互いに協議をしていけば、何とかなるかもわかりません。今は耐震のほうに集中的にやっていたかかないと、たちまち子供たちや皆さんに迷惑がかかるようなことになりますので、耐震化については早く進めてもらうようお願いをしておきたいと思えます。4次総の中でお互いに協議をして、できるだけ町民の御期待に沿えるように、お互いに頑張っていきたいと思えますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中村 勤君） よろしいですね、答弁は。

○3番（繁政秀子君） はい。

○議長（中村 勤君） 以上で、第2項、生涯学習施設の整備について、3番繁政議員の質問を終わります。

続きまして、総務文教関係、第3項、ご当地ナンバープレートの導入について、7番海渡議員の質問を行います。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） 2回目の質問をさせていただきます。

ご当地ナンバープレートの導入についてということなんですけど、ご当地ナンバープレートは、自治体の地域振興及び観光振興に大きな効果があると期待されます。原付バイクを中心に全国でも導入が進んでおります。広島県下でも尾道、呉、府中、この間廿日市もこれは導入されております。本町においても町のPRとふるさとに愛着を持っていただくため、導入を検討すべきと考えますが、町の見解をお伺ひいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 7番海渡議員の御質問で、ご当地ナンバープレートの導入についてということでお答えをいたしたいと思えます。

御質問の趣旨は、町のPR、ふるさとに愛着を持っていただくために、ご当地ナンバープレートの導入の検討ということでございます。これは現行の原付バイクのナンバープレート、正式には課税のための標識というものらしいんですけど、これにデザイン性を持たせて、もっと愛着のあるものにしてはどうかという御提案でございます。町全体としてのナンバープレートの導入についての検討は、これからということでありますので、申しわけありませんが、基本的な考え方につきまして、実務として課税

標識、ナンバープレートの交付を担当しております税務課を所管いたします総務部において御答弁させていただきたいと思っております。

議員、御承知のこととは存じますが、若干ご当地ナンバープレートの経緯について申し上げたいと思っております。

市区町村において交付されます排気量125cc以下の原動機付自転車、バイク等の課税標識、ナンバープレートにつきましては、総務省通達によりまして、標準的なデザインというのが示されておりまして、またその製作者も限られているということから、数年前までは全国的にはほぼ定型的、画一的なナンバープレートが交付されておりました。

しかし、この総務省の通達には法的な拘束力がないと、また市区町村の規則でデザインを決定することができるということから、また印刷、製造のコストも低減化したという理由もありますが、数年前から地域振興とか観光振興を目的に、独自のデザインによるナンバープレートを交付する自治体が出始めております。そのナンバープレートが御質問いただきましたご当地ナンバープレート、あるいはオリジナルナンバープレート、デザインナンバープレートなどと呼ばれているものでございます。

日本で最初に取り組みられたのは、平成19年7月から交付を開始されました愛媛県松山市であります。松山の場合は、ナンバープレートの形を雲の形にされて、プレートの地名表記を松山市から道後松山市に変えられております。

ご当地ナンバープレートの導入事例を調査している財団法人日本経済研究所のホームページによりまして、平成25年11月現在で導入している、または導入を予定している自治体は、全国で252市区町村となっております。全国約1,700の自治体がありますので、約14.7%ぐらいがそういう取り組みをされているということでございます。

また、都道府県別での導入市区町村の数では、埼玉県が22ということで一番大きくって、あと大阪、千葉、愛知、東京都の順になっております。都市部での導入が多くなっているという実態があります。

また、導入の目的とされていますのが町の紋章ということで、地域の人々に親しまれ、町への愛着が深まる。またポストカードとかストラップの製作への展開、地場産品の周知、ブランド化などの経済効果も期待されている例もあるということでございます。また、走る広告塔として、地域内外での町のPRがなされるという理由もあり

ます。また、プレート自体が目立つということによりまして、事故の減少が考えられるということを指摘されている自治体もあるということでございます。

また、導入の契機といたしましては、市制施行何周年記念事業とか、また空港開港何周年事業などと、イベントの一環として位置づけられている自治体もあります。

また、デザインについては、公募、その選考に当たっても市民投票を実施するというので、住民参加方式により決定されている自治体も数多くあるということでございます。いわば一つの地域おこし、まちおこしの事業として、このナンバープレートの事業を実施されている自治体もあるということでございます。

御質問にありましたように、広島県内では最初は尾道市で取り組まれております。平成21年11月から交付を開始されております。これはしまなみ海道10周年記念ということで、波をアレンジした2色のプレートというふうに伺っております。その次に、府中市、備後の府中市は、平成24年11月から交付を開始されております。デザインは府中かごをイメージしたプレートと伺っております。その次に、呉市が、呉市の場合は市制110周年記念ということで、25年、ことしの1月から交付を始められています。プレートにつきましては、船を横から見たデザインになっているということでございます。県内では3つの自治体が既に導入済みで、そのほかにも質問にありましたが、廿日市市が宮島の大鳥居をデザインしたもので、来年の1月から導入をするということと聞いております。また、広島市、東広島市、三次市が来年度中に導入を予定されてるというふうに伺っております。各自治体とも交付に当たっては、従来型の標準型とオリジナル型、いずれかを対象者が選択できるというふうにされてるといふふうに伺っております。

次に、ご当地ナンバープレートに係る費用でございます。調査しましたところ、ナンバープレート自体の形とか、プレートに印刷する文字の字体、色数によってかなり異なってくるということでございます。仮に、プレートの形は変えずに印刷内容だけを町独自のデザインの6色刷りということにする場合は、関係業者の話では、現行1枚大体100円の経費ですが、これが約3倍の300円になるということでございます。本町の予算ベースで申し上げますと、当初予算では年間約1,500枚の購入を予算計上しておりますので、その全部をご当地ナンバープレートにすると仮定しますと、15万円が45万円ということになるので30万円程度の支出増になるというものでございます。さらに、ナンバープレートの形を独自の形にする場合は、初年度のみでござ

ございますが、金型代ということで別途80万円程度が必要になるということがございます。

このご当地ナンバープレートを本町で導入した場合の効果をどういうふうに捉えるかということがございますが、本町においては大きな観光資源というのではなく、観光振興の効果は大きくないものと思われまます。効果としては、地域振興、ふるさと意識、郷土愛の醸成と町のPR効果が大きいというふうに思われまます。つまりバイクの所有者及び町内に居住する方が、そのご当地ナンバープレートを通して府中町に愛着を感じていただき、また町外に居住する方が、府中町内あるいは府中町近郊でこのご当地ナンバープレートをごらんになって、府中町に少しでも興味を持っていただけるのではないかとございます。

ただし、これらのご当地ナンバープレートをどのようなデザインにするかによって、大きく左右されるということは言うまでもありません。目的が地域振興や町のPRである以上、まず第一に、町の特徴を表現したデザインであるということが重要ですが、同時にバイクの所有者自身が視覚的にも魅力を感じ、愛着が持てるようなデザインであるということも必要となります。

これまでの導入事例を見ますと、対象者がナンバープレートの交付を受ける際に、従来の標準型でなく、ご当地ナンバープレートを選択する場合についても、自治体によって大きく差が出ているようでございます。

新聞報道によりますと、ご当地ナンバープレートの交付枚数が伸び悩んでいる自治体も多い中、船をモチーフにデザインしたプレートを導入された呉市の場合は、9割を超える方がご当地ナンバープレートを選択されているということがあるそうでございます。その選択率だけでご当地ナンバープレートの効果をはかるということはできませんが、その人気からもご当地ナンバープレートに対する愛着や反共が容易に想像できますことから、呉市においては少なからず地域振興や観光振興を促すことができた成功例ではないかと思ひまます。

いずれにしても、府中町でもご当地ナンバープレートによって、一定以上の効果を上げるためには、そのデザインについて当町の特徴、特性を念頭に置いた上で十分に検討を加える必要があると思ひまます。また、導入に当たりましては、町全体で取り組むといった地域おこし、まちおこしの一環として取り組む視点も必要ではないかというふうに思ひまます。

以上のことから、ご当地ナンバープレートの導入に当たりましては、近隣市町の導入事例やその反響等を参考にしながら、当町の特色、特性及び費用対効果を踏まえまして慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

7 番海渡議員。

○7 番（海渡弘信君） どうもありがとうございました。一応、今検討されるということでお聞きしたんですけど、私もいろんなところで話を聞いてみますと、やっぱりナンバープレートにご当地ナンバーがつくと、やっぱり同じナンバープレートでもちょっとつけてる人は感覚が違くと、それとやっぱり今言うように、自分たちが住んでる町の、今言われたんですけど、やっぱり自慢とかいろんなデザインもあると思いますけど、またこれはよろしく検討のほどお願いたします。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

以上で、第3項、ご当地ナンバープレートの導入について、7番海渡議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、府中町第4次総合計画で健康づくり計画の充実について、17番梶川議員の質問を行います。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。府中町第4次総合計画で健康づくり計画の充実をとということで質問させていただきます。

小さな子供から高齢者まで、心身ともに生き生きと健康に生活を送ることができるまちづくりは、今後も基本的な目標として必要だと思います。

府中町第4次総合計画では、健康づくりにさらなる重点を置き、ハード面も充実させてもらいたいため、以下のことをお尋ねをいたします。

1番目に、健康増進のためのウォーキングロードの整備の充実について。これは平成22年6月議会でもウォーキングロードの整備についてはお願をした、一般質問でお願をしております。特に、府中町にいろんな歴史遺産、史跡がございます。そういうものを生かしたウォーキングロードのコースをつくってはどうかというふうに思っております。それについてはどうでしょうか。

そして2番目に、児童公園の整備と遊具の充実ということで、小さな子供から外遊

びが楽しくなるような遊具の整備をしていただきたいと思います。今、子供たちは家庭の中でゲームをしていることが多いんですね。やはり外に出て遊びたいと思うような遊具が公園にあれば、どんどん出ていくんじゃないかなということを思います。公園にある遊具も大分老朽化というか、いろんな事故も先般もありましたが、老朽化しているものが多いんじゃないかなと、もっと今新しい遊具がありますし、子供たちが外に出たい、遊びたいと思うような、第4次総合計画ではそのような遊具の整備をしていただきたいと思います。それについての質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。17番梶川議員からの府中町第4次総合計画で健康づくり計画の充実をという御質問にお答えいたします。

府中町第3次総合計画では、子供から高齢者が各年代において生きがいや張り合い等を持ち、生き生きとした生活を送れることができるよう、病気予防対策にとどまらず、元気づくり対策という視点で、健康増進のまちづくりを重点プロジェクトに位置づけ、これまで日常の健康づくりを支援するための情報提供やウォーキングイベントなど、健康づくりの場の提供を行い、健康づくりのための環境づくりに努めてまいりました。次期総合計画におきましても、これまでの基本方針を継承し、住民の健康づくりを支援する事業、取り組みを検討してまいります。

それでは、ハード面の充実についての2つの御質問にお答えいたします。

まず、1の健康増進のためのウォーキングロードの整備の充実についてにつきましては、昨年度に広島県が県内市町の活性化に向けた新たな事業として、県内の2市町、安芸高田市と当町の取り組みに対し、県事業としてサポートするため、当町をフラットウォーキングモデル地区に指定し、当町と連携して整備計画を策定しております。

その整備計画の内容は、主に歩道が整備されている県道及び町道を対象にウォーキングコースを選定した上、ハード整備とソフトメニューにより構成されております。広島県は早速今年度から県道の歩道改良を内容とする整備事業を開始することとしております。また、来年度以降も継続性をもって整備を行っていくというふうに聞いております。

当町におきましても、継続事業として鶴江鹿籠線の歩道改良を計画的に実施しており、今後も広島県と連携しながらウォーキングしやすい歩道改良等の計画を検討していきたいと考えております。

また、府中町の歴史遺産を生かしたウォーキングコースをつくってはという御提案につきましては、町の社会資源である歴史遺産をゆったりと散策できるウォーキングコースの整備というのは、大変有意義なことだと思いますので、今後研究、検討していきたいと考えております。しかし、安心してウォーキングができる安全なコースとしましては、やはり歩道が確保されている道路です。よって、当面は広島県と当町で連携して選定したウォーキングコースから優先的に歩道の改良等を計画していくことになろうかと思っております。

次に、2の児童公園の整備と遊具の充実、小さな子供から外遊びが楽しくなるような遊具の整備は、につきましては、一般的に、公園等での遊具の耐用年数は15年から20年と言われております。町内の遊具はその耐用年数を超えたものが多数ありますが、安全第一を考えて点検を行い、必要に応じて調整、修理を行いながら、安全にできるだけ長く使用できるよう努力しております。また、老朽化により危険な遊具や修理ができないものにつきましては、撤去をしているのが現状です。

とはいえ、公園は子供たちの遊びの場であり、さまざまな遊びを通して運動能力、言語能力、想像力を高めたり、知識や技術を習得したりする機会となります。子供同士の触れ合いや公園を訪れる大人との出会いによって社会性を養うことも可能となります。公園が、子供が遊びを満喫できる空間として機能すれば、子供たちの親世代も集い、近所付き合いが深まり、さまざまな活動の輪が広がる利点も考えられます。さらに地域のコミュニケーションを育てることは、犯罪防止や災害時の助け合いにもつながります。このように公園には多様な役割があるものと考えております。

御質問の遊具の充実につきましては、1基当たりが高額なものもありますし、財源負担を伴うものでありますので、次期総合計画策定におきまして、補助金等の特定財源の活用を含め、計画的な整備について研究、検討をさせていただきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 健康増進のためのウォーキングロードの整備ということに

ついて、いろいろ試みをされてるみたいですが、やはり今、国保税が非常に増大をしております、財政も逼迫をしていると思います。やはり町民全体が健康でいくということが、またそういう医療費の削減にもつながると思いますので、しっかりそこの整備をしていただきたいし、イベントをしておりますが、イベントしてそのきっかけづくりをしても、道路がやっぱり整備されてなかったら、やっぱり歩く人が少ないと思うんです。ぜひウォーキングロードの整備もこれからしっかり考えていただきたいというふうに思います。

そして、歴史遺産、史跡をめぐるというのは、ちょっとまた違うウォーキングコースとは違うものかもしれませんが、せっかくイオンモールに多くの方が町外からもたくさん来られております。せっかく府中町に来られるんですから、ちょっと府中町のあそこへ行ってみようとか、こういうものがあるからちょっと見てみようとかいうような、府中町をPRできるようなものがたくさんありますので、それを生かした、イオンモールにちょっと車を置いて歩いて行ってみようとかいうようなコースをつくったらどうかなというふうに思います。昨日もイオンモールを私はちょっと夜だったらすいてると思って行ったんですが、それでももう出るのに1時間以上かかるぐらい車が満杯で、こういう時期ですからたくさんの方が来られてました。ナンバープレートを見ても、他県のナンバープレートもありましたし、たくさんよそから来られているんだなということを実感しております。

あと遊具ですが、この前も事故がありましたように、大分老朽化をしております。ぜひ今楽しくなるようないろんな遊具がありますので、そういうものを研究していただいて設置をしていただいたら、子供たちがたくさん遊ぶんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、町長に第4次総合計画における健康づくりということで、今こういう提案をさせてもらいましたが、何か思いがあったら聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 健康づくりについての思いがあったら聞きたいと、こういうことでございますが、やはり町民の皆さんがこれから高齢化もどんどん進んでまいりますので、いかに健康、寿命を長くするかと、将来を担う子供たちが健やかに大きく

なる、これは基本的にやっていかなければいけないものだと、こういうふうに思っておりますので、イベントもちょうど教育委員会がやるのは3年間ということで、来年はないと、その継承をどこがしてくれるんかということになる。今、「健康ふちゅう21」の活動団体がありますが、これもちょっと人数が減りつつあるというふうに聞いております。私も一遍南のほうに参加をして歩かせていただいたと、こういうことが一遍ありました。

それで、今度は北部のほう、それ以外にどこがやるんか、自主的に3年間の事業によって啓発してやるというのか、どうなのかということになるんですが、特に、先ほど梶川議員がおっしゃるように、歴史を生かした散策といいますかウオーキング、こうおっしゃるんですが、ちょうどその話を聞きますと、体育協会がウオークラリーをやっとるね。これ、たしか始めて3年ぐらいになると思います。たまたまその実行委員長が私に話したのが、もう教育委員会へ上げよかと思う、上げよか、どういう表現だったかちょっとあれんですが、やらずに、教育委員会がウオーキングをやめるから、やってもらおうかと、こういうような話をちょっと、これは雑談の中でお聞きをしたんですが、私が言うたのは、それはもう「健康ふちゅう21」の活動団体か、あるいは呉姿々宇クラブあたりにシフトしたらいいんじゃないかなと、こういう話をしたんです。

したがって、それから中身は私もよく知らないんですが、一度聞いてみて、こういう質問があれば、何とか教育委員会がということには、まとめ役はしてくれると思うんですが、ここが事業ということにはなりませんので、どこかにしてもらおうということで、そういう話もあるんで詰めてみたいなど、こういうことでございます。

いずれにしても、遊具もそうです。確かに老朽化しとるそうです。何かさきの答弁では、改修をして延命化を図ってやると、こういうことですが、やはりそう言いましても、延命化も限界がありますので、逐一おっしゃるように、子供たちがアウトドアになるようにしむけていくという方法にもつながっていくんじゃないなど、こういうことで、検討はするいうておっしゃったんですから、そのとおりでいいと思うんですが。

それと同時に、ウオーキングが消えないように、道路の件も今さっきのお答えのとおりでございますので、何とか継承していけるように、また今さっきの話ももう一遍聞いてみて、そういうことができるんなら、梶川議員の今の意見も大いに生かされる、

こういうことになりますので、そのように今後してみたいと、このように思っておる。
考え方ということで、そのぐらいにさせていただければと、このように思います。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3 回目の質問。

1 7 番梶川議員。

○1 7 番（梶川三樹夫君） 都市計画税も 0. 1 から 0. 2 になるわけですから、しっかりとそういう公園の整備なんかの面も充実させていただきたいというふうに思います。要望いたしまして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村 勤君） 以上で、第 4 項、府中町第 4 次総合計画で健康づくり計画の充実をについて、1 7 番梶川議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ここで休憩に入ります。再開は 1 0 時 5 0 分。休憩。

（休憩 午前 1 0 時 3 6 分）

（再開 午前 1 0 時 5 0 分）

○副議長（慶徳宏昭君） ここで議長を交代しました。休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） 続いて、総務文教関係、第 5 項、投票率の向上対策について、4 番益田議員の質問を行います。

○4 番（益田芳子君） 質問に入らせていただきます。

投票率向上対策について。

本町の選挙の投票率は、過去の選挙の統計から見ても 5 0 % を下回り、特に町民に身近な町議会選挙でも低い投票率になっています。

投票率の低下の原因には、選挙の関心度、期待度、立候補者数、当日の天候、選挙啓発などが考えられますが、選挙管理委員会はこの投票率について、これまでの統計から投票率の分析をしているのか、また今後の対策についてお伺ひします。

次に、期日前投票、不在者投票ですが、平成 1 5 年 1 2 月 1 日に公職選挙法の一部が改正され、従来の不在者投票は一部を除き期日前投票に移行しました。この期日前投票は地方選、国政選挙でも行われ定着しております。以前よりも期日前投票が簡略化によって抵抗感が少なくなり、期日前投票は上昇傾向になっています。しかし、そ

の場で宣誓書を書くことについては、いまだに心理的な不快感を感じるケースの声が多く寄せられています。

既に多くの自治体では期日前投票の宣誓書をホームページからダウンロードができる取り組みをしています。期日前投票の宣誓書をホームページでダウンロードして、事前を書くことについての案についてもお伺いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

総務部次長。

○総務部次長（谷崎文男君） 選挙管理委員会の事務局長を兼ねさせていただいておりますので、その立場で4番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の御質問、これまでの統計から投票率の分析をしているのか、また今後の対策についてですが、投票率の分析につきましては、今回の11月の広島県知事選挙における町内の11投票所のうち、一つの投票所の年齢別の投票状況を調査いたしました。

県知事選挙の本町全体の投票率は29.85%でした。調査した投票所は第1投票区、北小学校の投票所で、当日有権者数は2,875人、うち投票者数は860人で、当該投票所の投票率は29.91と、ほぼ町内全体の投票率に近い数字でした。5歳単位での投票率を調査した結果ですが、投票率の低い順で申しますと、20歳から24歳が最低で14.57%、25歳から29歳が15.85%、逆に高い順は、75歳から79歳が最高で51.52%、70歳から74歳が42.61%となり、最小と最大で約3.5倍の差がありました。

今後の対策につきましては、今回の調査結果でも明らかなように、若年層の投票率が低いことから、若年層への選挙啓発活動を推進する必要があると考えます。現在、将来の有権者である小学生には、明るい選挙啓発ポスター作品の募集、中学生には生徒会役員選挙において投票箱、投票記載台を貸し出し、本番さながらの臨場感のもと、実際の選挙に近い形で投票を行っております。成人を対象としては、成人式において新成人にパンフレットを配布し、投票に参加するようお願いをしているところです。今後は20歳の誕生日などの機会を捉えて選挙に関する情報提供を行うことや、投票立会人や選挙事務の臨時職員等を若年層の方になってもらうなど、選挙を身近に感じてもらい取り組み等を行ってまいりたいと思っております。

2点目の御質問、期日前投票の宣誓書について、ホームページからダウンロードで

きないかということですが、期日前投票については、既に御存じのことと思いますが、期日前投票は、有権者が選挙の当日仕事、旅行、病気などの理由に該当すると認められる場合、選挙期日の公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票を行うことができるとされている制度であります。期日前投票を行う際には、住所、氏名、生年月日、性別のほか、投票当日投票所に行かれない理由を記載した自書による宣誓書を提出して投票用紙を受けることとなります。

広島県内の各選挙管理委員会における期日前投票の宣誓書のホームページでのダウンロードの取り扱いにつきましては、呉市、東広島市、海田、熊野町など6市2町で可能となっております。

本町選挙管理委員会においては、現在のところこうした取り扱いはしておりません。これにつきましては、期日前投票所において、直接御本人に宣誓書を自書で記入していただくことで、本人確認を行うとともに、自書の可否や確認の状況によって、代理投票の必要性の有無を判断していることもその要因です。

議員御指摘のように、選挙人の負担軽減につながるといった観点もありますが、他市町の状況を伺ってみますと、代理投票を希望する選挙人があらかじめ宣誓書に自書で記入して持ってきた場合があったとお聞きしております。そういったときの対応も踏まえ、今後選挙管理委員会で検討してまいりたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 御答弁、また資料の提出をありがとうございました。

現在では、日本国民なら誰でも20歳になると得ることができる選挙権も、かつては国に直接国税を納める25歳以上の男子に限られ、ごく一部の人にしかその権利がありませんでした。その後、昭和20年に選挙法が改正され、満20歳以上の成人男女全てに選挙権が持てるようになり、投票ができるまでは大変な努力と歴史があったかと思います。

最近では、国民の政治に対する無関心が国政選挙や地方選挙に投票率の結果としてあらわれています。今後若い世代の方を政治に参加させるため、選挙権を与える年齢を18歳に引き下げる案も近年論議されている中、全国では若者の政治に対する関心や投票率を上げるために、ユニークに取り組みを行って、投票所へ足を運んでもらえ

る方策を考え、投票率をアップさせている自治体もあります。

東京の新宿区の商店街では、投票に行くともらえる投票済証を店に行き、割引のサービスや、名古屋市では14年前から青年選挙ボランティアを募集して、選挙フェスタといった企画イベントなど運営し、投票を呼びかけるでなく、若い世代に政治に興味を持ってもらえるような工夫などして、投票率のアップを図っています。

また、千葉県の市川市ですけれども、ここは全国で最下位の投票率だったところですが、大手のショッピングモールに期日前投票所を設置したり、またほかには、期日前投票所におもてなしの意味でレッドじゅうたんなどを敷いた自治体もあるようです。先ほども答弁ありましたけれども、府中町も今後投票率のアップは若者が鍵ではないかと思いますが、その点を再度もう一度伺います。

そして、期日前投票ですが、会場について宣誓書を書くということに抵抗があるということをおそらく認識はされているかと思いますが、投票率が低下する中で期日前投票は上昇傾向にあります。私はもっと気持ちよくリラックスして期日前投票ができる工夫があつていいのではないかと思います。そして、宣誓書をもって書き、持参することは、期日前投票になっています駐車場の役場の駐車スペースですけれども、これも回転が大変早くなる意味でも大きな効果があると思いますけれども、もう一度答弁お願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

総務部次長。

○総務部次長（谷崎文男君） 再度の御質問でございます。期日前投票を向上させていくために、どういうふうな工夫をしていくかということでございます。市川市のほうにおきまして大型ショッピングセンターのほうで期日前投票会場を設置をしたと、また松江市におきましてソレイユ等、大型ショッピングセンターで設置をしているということはお伺いしています。当町にもそういった施設はございますけど、まだ投票所を開設するに当たって協議しておりませんし、今の守秘的なことがどういうふうな担保されるかということも検証としてなってくるのではないかとこのように思っております。

それから、今の期日前投票所の雰囲気というふうなこともありましたけど、他の市町の取り組みというものを参考にしながら工夫を凝らして行っていきたいと思っております。また、若年層の選挙へ来ていただく取り組みにつきましても、他の自治体等を参考にしながら、工夫を凝らして啓発事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問でございます。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 先ほどの県知事選につきましての投票率を述べられました。大変20歳から24歳、それから25歳から29歳、大変低い投票率になっておりますので、この辺をしっかりと考えていただきたいと思います。

啓発ですけれども、選挙に関する啓発ですけれども、なかなか垂れ幕等もされているかとは思いますが、他の自治体ではアドバルーン、こういったものを選挙期間中、空高く上げて、皆さんによくわかるようにしているところもありますし、また、今、ご当地でゆるキャラというそういうキャラがありますけれども、選挙期間中多くの皆さんに足を運んでいただく、そういう中でそういった町がゆるキャラというようなそういうイメージもつくってはいいいんじゃないでしょうか。

それから、さきの参議院選挙からネット選挙が行われるようになりました。こういった意味でも、若い方の投票に向く姿勢というのが、やはり近年変わってきてるんじゃないかと思えます。そういった意味で、先ほども申しておりますけれども、宣誓書のダウンロードということについては、大きな効果があるのではなからうと思えます。

それから、期日前投票所ですけれども、今立会人の方がおられると思えますけれども、これは町内の方がほとんどだと思えますが、それ以外の方がおられるとも聞いております。こういった方ももう少し若い方、そういった意味で少し考えていかなければいけないのではないかと思えますけれども、その点についてお伺いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

総務部次長。

○総務部次長（谷崎文男君） 選挙啓発のためにアドバルーンというのも一つの手かということ、御意見としてありましたので、参考にさせていただければと思います。

期日前投票所の立会人ということでございますけど、先ほど申しましたように、今現在のところでは、期日前投票所の立会人の資格というものが選挙権を有する者ということでございまして、選挙権を有するということでございまして、町内に在住ということ、期日前投票所におきましては、その町内の選挙人名簿に載っているということがとられるものではありませんけど、現在お願いしている方につきましては、町内に選挙人名簿に載っておられる方をお願いをしております。先ほど申しましたよ

うに、今の期日前投票所の立会人につきましては、今後検討いたしまして、若い層への切りかえというものを、どういうふうな形になるかわかりませんが、そういったことは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第5項、投票率の向上対策について、4番益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、消防法に基づく立入検査と改善指導の実施状況について、13番力山議員の質問を行います。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） まず、質問に入る前に、消防本部には常日ごろ24時間体制で火災や急病などから我々町民の生活、生命、財産を守っていただいております。まことに感謝しております。お礼申し上げます。では、御質問します。

消防法に基づく立入検査と改善指導の実施状況について。

平成25年10月11日、福岡市の医院で発生した火災で入院患者ら10人が死亡した惨事を受け、広島県内の9つの消防局、消防署、消防組合では、同様の惨事を防ぐべく、入院設備のある医療機関の特別査察が行われ、不備があった施設には改善するよう指導された。府中町にも入院設備のある病院のほか、老人養護施設、店舗、宿泊施設、共同住宅、飲食店、工場など、消防法に基づく立入検査の対象となる施設が多数あり、消防署による立入検査が定期的に行われている。

そこで、火災予防のために行われている立入検査の実施状況について伺います。

1. 立入検査の件数と実施状況
2. 改善指示を行った件数とその内容
3. 改善指示を受けた施設が行った改善をどのように確認しているか。
4. 立入検査の対象とならない施設への指導はどのように行われているか。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

消防長。

○消防長（中村克司君） 13番力山議員の消防法に基づく立入検査と改善指導の実施状況についての御質問にお答えをさせていただきます。

力山議員御指摘のとおり、本年10月11日に、福岡市博多区の整形外科医院にお

いて、死者10名、負傷者5名を出すという痛ましい火災が発生いたしました。これを受けて、当町消防本部では、町内の入院施設を有するマツダ病院、みくまり病院、藤東産婦人科医院への緊急立入検査を行い、防火管理状況についてチェックしたところ、不備はなく、良好な管理状態にありましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、御質問の項目ごとにお答えをさせていただきます。

まず、1点目の立入検査の件数と実施状況についてでございますが、町内に特殊防火対象物が754件ある中、平成24年度実績では223件実施いたしております。実施状況といたしましては、立入検査をする対象を火災予防上の重要度から、毎年実施する建物、3年に1回の建物、5年に1回の建物に分け、計画を立てて予防課指導係の職員をもって実施いたしております。

2点目の改善指示を行った件数とその内容についてのお尋ねでございますが、24年度改善指導を行った件数は136件で、その指導内容といたしましては、多い順から、避難訓練の実施、消防用設備点検の実施とその結果報告、防火管理者の選任届け出、消防用設備の不備、改修、防災製品の使用、避難通路の確保等となっております。

続きまして、3点目の改善指示を受けた施設が行った改善をどのように確認しているかのお尋ねでございますが、防火上の不備事項がある建物の管理権限者に対しまして、立入検査結果通知書を発送し、その不備に対する改善結果報告または改善計画を書面で提出いただき、確認をしております。その他の確認方法としましては、消防用設備の点検業者が改修された旨の報告書を提出してることがあり、これらの報告書による確認する手段の一つとしておりますが、入院設備のある病院、高齢者収容施設、大型店舗、宿泊施設等、有事の際人命への危険度の高い建物については、実際に当該建物に赴いて改善状況の確認を行っております。

最後に、4点目の立入検査の対象とならない施設への指導はどのように行われているかについてでございますが、立入検査の対象とならない建物としては、一般住宅や消防法の規定により、消火器等が設置されているものの、収容人員が少なく、防火管理業務を行う必要のない施設、小規模な店舗やアパートがこれに該当いたしますが、一般住宅以外で消防用設備の設置義務がある建物は、消火器等の点検結果を1年または3年に1度消防署へ届け出なければならないこととなっておりますので、この報告書の内容に不備があった場合には指導を行っております。

今後におきましても、当本部内での火災予防の観点から、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） 立入検査については、1年、3年、5年ということで計画してから実施されておるということで、その年に計画したものについては、全て行われておるといふふうに、今お聞きしました。そして、改善し、これを出したところに対して確実に実施されたということについては、ちょっと曖昧だったんですね。そこをちょっと教えていただきたいということです。改善指示を出したものの、指示どおりに直してないとか、報告もないとかいうのがあるのかないのか、あったときにはどのように対処されるのかということをお教えいただきたい。住民、またその施設の利用者、工場、マンション、いろいろとあると思うんですが、その利用者の生命の安全を守るためにも、ぜひ確実な実施をされているかどうか、またはしてないんだったら、ぜひお願いしたいということでございます。

それと、平成13年度でしたか歌舞伎町のビル火災ということで、44名が亡くなられたという事件がありまして、それを契機に消防法が見直されて、個人の住宅についても火災警報器の設置義務がなされまして、今府中町ではどれぐらいの普及率になっているのか、これについてもちょっと教えていただければと思います。よろしく願いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（佐々木和也君） ただいまお尋ねの2点についてお答えいたします。

まず、指導を行った場合の改善状況について、もう少し詳しくということでございましたので、これについて数字をもって回答させていただきます。

223件の指導したところ、105件の改善報告及び確認を行っておりますので、数字で言えば約77%の改善率となっております。

それでは、改善されていないものについてはどうしてるかということでございますけれども、繰り返し電話等で改善の結果報告を出していただきたいということをお願いしております。それで、さらに改善報告がない場合は、面会を求めて改善していただくよう促しております。ただ、この改善がなされない23%、これは小規模なも

のがほとんどでございまして、内容としては、避難訓練を実施されてないであるとか、防火管理者が選任し届けてないであるとか、そういったものが中心でございまして、消防用設備等が不備があるとか、機能してないとか、いわゆる人命危険に重大なものの改善はほとんどされておりますので、そういった内容になっております。

続きまして、住宅用火災警報器の設置状況でございしますが、平成23年6月に条例によって義務化がされまして、その時期に調べた調査方法では、これは設置済みシールを配布して、その状況で把握した%でございしますが、その当時は60%でございました。その後、シールの伸びが悪くなりましたので、今度は実際に特定の地域を戸別に訪問をして、つけていただいているか、つけていただけていないかという訪問調査を行いました。平成24年、昨年2月と3月に訪問調査いたしておりますが、世帯数としては824件の世帯をお伺いして、561件つけていただいたとったということで、現在の設置率としては85%となっております。今後も住宅用火災警報器につきましては、設置促進を促すよう根気よく指導及び広報活動を行っていきたいと思っております。

以上でございします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問ございますか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。指導というか未実施の件は、ほとんど訓練とかそういった報告関係がちゃんとなされてないということで、実際に消火設備とかそういったものについての安全は確保されておるということで安心いたしました。

消防法の第1章、総則、第1章、目的には、この法律は火災を予防し、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産、火災から保護するとともに、火災または地震などの火災による災害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉に増進することに資することを目的とするとあります。それに基づいて立入検査を実施していただいておりますので、今回の結果を聞きましてから、安心したところでございます。私が一番心配しとったのは、中には経済的に措置ができない人があるんじゃないかなというのが一番懸念しとったんですけども、それもないということで安心いたしました。

引き続き、火災につきましては、消防署に引き続きより一層の努力をお願いしたいということをお願いいたしたいと思っております。

行政各部におきましては、消防本部と連携して、こういった火災予防に対して連携できる場所があると思いますので、例えば教育委員会で言えば、子供、小・中学校の子供、生徒に対して、火遊びはだめだよといったような教育、また建設部においては、建物に関する専門的知識が豊富ということから、消防署との連携ができるんじゃないかなというふうなことも考えております。また、その他、今言わなかった各部についても、それぞれ火災災害等について、それぞれの部でできることがあるんじゃないかと思いますので、ぜひ消防本部と協調していただいて、より安全・安心な府中町のまちづくりに努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。答弁結構でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第6項、消防法に基づく立入検査と改善指導の実施状況について、13番力山議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） ここでしばらく休憩をします。再開は午後1時ということにします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午後 1時00分）

○副議長（慶徳宏昭君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） 次の質問に入る前に、力山議員の答弁に対し、消防から訂正がございます。消防、お願いします。

予防課長。

○予防課長（佐々木和也君） 先ほど力山議員のほうから御質問いただきました答弁で、誤った数字を申し上げましたので、訂正させていただきます。

防火上の改善指導行った数は136件でございます、改善された数が105件、すなわち77%の改善率でございます。136件を誤って223件と申し上げました。これは立入検査を行った数でございます。136件が正しい数字でございます。訂正しておわび申し上げます。どうもすいませんでした。

○副議長（慶徳宏昭君） よろしいですね。

それでは続いて、総務文教関係、第7項、学童保育の充実について、18番林議員

の質問を行います。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 学童保育の充実というテーマで、私が府中町に住んでおりました経験等も踏まえて質問したいと思います。

私は府中町の瀬戸ハイムに住んで三十数年になります。私の周りの婦人方は、当時から今に至るまで、子育てをするなら府中町っていうことをよく口にします。私もその言葉に誇りを感じるし、なおかつ愛着も同時に感じております。その思いを込めて、学童保育、府中町の留守家庭児童会について質問をさせていただきます。

まず、府中町の留守家庭児童会の実態についてをお尋ねします。

それに先立って、資料請求をしていました。それは府中町の5つの小学校それぞれにあります児童会に入所している児童数は何人ですかという資料要求です。皆さんのお手元に行ってると思いますが、大体1,350人ぐらいで405人の入所、児童会に入ってるということで、約30%の小学校1年、2年、3年生が児童会に加入してるという資料をいただきました。

続く質問は、その対象年齢、そして開設日と開設時間、例えば夏休み等があります。あるいは土曜日、あるいは毎日の日々の時間ですね、それについての質問です。

続いて、障害児の受け入れというのは、いろいろ児童会がありますが、極めて困難をきわめてるようではありますが、府中町の場合にはどのように対応していらっしゃるかという質問です。

続いて、その指導に当たっている方、指導員というふうに呼んでいますが、資格、どんな資格が必要なのか、及びどのような配置をしているかという質問です。

最後に、待機児童の有無、待機児童が府中町にいるのかどうなのかということについての質問です。

大きな項目では、府中町の条例化についての質問をいたします。

昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法というふうに言われてますけども、これに基づいて各自治体、市、町、村も条例を、学童保育に関する条例ですが、その基準を決めるということになっています。これは2015年、平成で言うと27年になりますね、平成27年4月から本格的に実施しなさいという方向が打ち出されております。そこでお尋ねします。

一つは、条例は何に基づいて、いつまでに策定されるのか、主たる項目はどんなこ

とをお考えですかということについてです。

2つ目は、条例制定は恐らくどこも自治体もそうですけども、実態調査をしたり、アンケートをとったりということをやっておるようですが、その対象についてお伺いしますが、できる限り幅広くアンケートを実施することが必要ではないかと思えます。保護者とか指導員とか、入所児童あるいは学校の先生ですね、また項目の多岐にわたることも当然だと思うんですが、できる限り皆さんの要望、要求、こういうものも含んだアンケートを実施する場合、していただきたいと思えますが、この点についてはどんなふうにお考えかお尋ねします。

3つ目に、条例化に際しては、今まで24条ですか、その中ではおおむね10歳というたしか表現になってまして、年齢何歳以下というふうに明確でありませんでした。あるいは学年についても、何年とかいうような明確な基準はなくて、おおむね10歳をというふうに言ってます。府中町の場合には、先ほどの資料に示されてますように、3年生以下ということですが、特にやっぱりこのような制限を国が外しているというのは、やっぱり普通に乗せというふうに言っとりますけど、小学校3年生以下、府中町の場合ですね、それを4年生、5年生、6年生とかいうふうに広げていく、乗せが行われるんじゃないか、それが1つ。

また、もう一つ特徴的なのは、保護者の負担、要するに有料化の動きがかなり強調されている。私自身は、これらはアンケートをとったり、近隣の市町村などの実態等で町の条例化が図られるというふうに思ってますけれども、やはり府中町が何といても誇りにしております、子育てするなら府中町、こういう言葉をやっぱり念頭に置いて、発展させるためにきちんと、そして一歩も後退しないようにということをお考えいただきたいと思えますが、その点はどうか。

私、たしかおととしかにマンション業界が調査をしたというのをお話ししたことがあると思うんですけども、中国、四国9県で住みやすい町はどこだというアンケートをマンション業界がとったんですね。たしか9項目ぐらいあったと思うんですけど、それで府中町一番よかったんですね。府中町は中・四国の中で一番住みやすいということになってるんです。だったんですね、アンケートの結果。やっぱりそれは子育てするなら府中町という伝統をやっぱり引き継いだ結果がアンケートにも反映されたんだというふうに私は思ってます。そういう意味で、学童保育についても後退することなく、1歩でも2歩でも前進、発展することを望みますけれども、その点についてど

うお考えか、十分の御配慮をお願いしたいと思います。

3つ目は、指導員の労働条件の改善です。学童保育の充実に欠かせないと思ってますのは、指導員の質の向上と労働条件の改善です。私も幾つかの学童保育をちょこっとのぞいたりしたこと何度かあるわけだけど、やっぱり何となく家庭的な雰囲気があるっていいんですよね。子供が授業が終わったら、とどこも、何か今ごろ子供はかばんだけじゃなくて、何か3つも4つも小ちゃい子が袋をさげてから行きますが、その学童保育、授業が終わったら来るんですね。そうすると、「ただいま」というふうに言ったら、先生、指導員が「お帰りなさい、何々君」というふうな声をかけて、そうすると、もう既に入ってる子供は、机を、長い、座る、椅子じゃなくて、机の前に座って、みんな宿題やるんですよ。だから、早く来てる子はもう自分の宿題をまず片づけるわけね。だから、来たら順番に、もちろん高学年になればなるほど遅くなるんですが、通常は、そしてそこで宿題をやる、そして一定の時間が来たらおやつをいただく、ということで、5時に、あるいは6時にというふうに三々五々帰っていくんだけど、とても家庭的ないい雰囲気です。わからないところは指導員の人に聞いたり、隣の友達に聞いたりして、一応そういうことが終わったりすると、府中町の場合は大体小学校のすぐそばとか、小学校の中にありますから、児童会そのものが、だからサッカーやって遊んだり、学校の中にありますブランコで遊んだりして、結構充実した子供らしい生活をやっぱり児童会が支えているんだなということをしみじみ感じました。そういう意味で、第1点は指導員の配置基準の確立、基準の確立ですが、どうなってるかということですね。

2つ目は、労働条件の向上です。中でも府中町は一時金がありません、指導員の方に。でも全国的には、実は46%ぐらいの学校の指導員にはボーナスが出てます。それから、時間外手当がない、府中町にはありませんが、延長保育みたいなことになると、当然そういうものが生ずるんじゃないかなというふうに思いますが、ないのは40%ぐらい。だから、60%ぐらいの児童会は、まあ児童会というのは、今は大体全国で84万人ぐらいの子供が児童会に入ってるんです。府中町はさっき言いました405人ですけども、83万から4万ぐらいの子供が行ってるんですけど、そこの指導員の方たちの今労働条件のことを言ってるんですけども、やっぱりそういった一時金の問題、時間外の問題、これは勤務の条件にもよりますけども、早急にやっぱり改善すべきだというふうに思いますけど、この点いかがですか。

もう一つ、やはり研修の充実というのが必要です。やはり特殊っていうのか、一緒に遊んだり、あるいは勉強の指導などもありますので、そういう意味で、学童保育による健全な発達を保障するという意味で、研修の充実は欠くことができないというふうに思っております。これ今実際にどういうふうになってるのか。

私がよその他の市の状態を聞いてみますと、府中町もそのようですけども、大体資格を持ってるんですね。要するに、教員の免許とか、保育士の免許を持ってそういう学校の教師をやったり、保育園の保育士をやったり、そういう実際に経験を持ってるベテランの人が保育士さんは多いようです。だから、普通の職種でもそれぞれ専門性があるけれども、こういったのは国家試験を通ってる、資格を持ってるような人がほとんどのようですから、やはり一定のある意味では資格に応じたといいますか、労働条件を確保するっていうのは大切なことではないかというふうに思います。

広島市の場合で見ますと、たしか広島市は期末手当というんですか、いわゆる一般的にはボーナスといいますか、出してるようですし、そして広島市の場合は、そう多くはないけども、何度か賃金引き上げをやっております。そういう意味では、労働条件の改善の一つとして、当然見解を持ったり、あるいはそういったものに合わせていくような努力っていうのは必要ではないかと思っておりますので、以上、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 18番林議員からの学童保育の充実について、3項目ほど御質問いただいておりますけども、2項目めまでは私のほうで答弁をさせていただきます。3項目めにつきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1項目めの児童会の実態についてでございます。イの設置と入所児童数でございます。設置場所としましては、小学校5校、全ての学校で開設をいたしております。学校の空き教室を利用した児童会が1校、残り4校は単独の施設となっております。在籍児童数につきましては、先ほど議員からもお話がございましたように、資料要求のありました「一般質No.7参考資料」のとおり、12月10日現在で全体で405名の児童が在籍し、活動している状況でございます。表の中で、基本的に1年から3年生をお預かりしておりますけども、4年生で1名おりますが、この1名につ

きましては障害児童ということで、過年度ということで受け入れをしているところがございます。

次に、ロの開設日と開設時間でございますが、平日は下校後から午後6時まで、それと夏、冬、春休みなどの長期休業中や土曜日は、原則として8時半から午後6時までを開設いたしております。日曜日、国民の祝日、年末年始、それと4月1日、8月14日から16日のお盆に当たる期間につきましては、開設をいたしておりません。年間の開設日でございますと、昨年度が288日、今年度、平成25年度におきましては289日となっております。

次に、ハの障害児の受け入れとその対応でございますが、入会基準であります下校後、就労などの理由により、放課後保護者が家庭に不在であることが常態であることを満たしていれば、受け入れを行っております。その対応についても、障害の程度にもよりますけれども、必要に応じて指導員を加配措置をいたしているところがございます。現在405名中4名の児童支援学級の児童さんが在籍をされております。

次に、ニの指導員の資格と配置でございますが、留守家庭児童会指導員として、嘱託職員の募集時には資格要件は設けておりません。また、配置につきましては、放課後児童クラブガイドラインというのがございますけれども、その中で集団規模がおおむね40人程度となっておりますので、各校に2名の指導員を配置いたしまして、登会児童数により加配措置を行っております。さらに、先ほどの障害児には加配措置を行っております。

次に、ホの待機児童の有無についてですが、平成14年度におきまして定員を撤廃しております。そういった関係で、入会基準を満たしていれば入会をお断りすることはありませんので、現在待機児童は発生しておりません。

次に、2項目めの府中町の条例化についてでございます。いつまでに主たる項目、それと実態調査やアンケートの実施、年齢制限及び有料化についてでございますが、これは国の動向もございますので、一括してお答えをさせていただければというふうに思います。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法の成立に伴いまして、児童福祉法が改正されました。放課後児童クラブの量の確保と質の改善を図るために、国が設備及び運営に関する基準を省令で示し、これを踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなっております。

国におきましては、ことしの5月社会保障審議会児童部会の中で放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を設けまして、職員の資格や員数、それと配置人数、また施設設備、それと利用手続などについて審議が行われております。今年度中には基準を示すという方針を聞いております。国としましては、平成27年4月から本格施行を予定されてるとのことでございます。

これを受けまして、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならなくなっております。その項目としては、従事する者及びその員数について、厚生労働省で定める基準に従い条例化、これは守るべき基準となります。設備、施設について同省令で定める基準、これは参酌する基準となっております。という内容のものが中心に条例化が必要になってくると思っております。

子ども・子育て支援法におきましては、都道府県、市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけまして、その事業計画に従って各種の支援事業を行うこととなりますが、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブと言いますけれども、もその項目の一つとなっております。

このような状況の中、9月定例会において議決いただきました府中町子ども・子育て会議を設置いたしまして、当町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を調査、審議いただきます。御質問にもありましたように、実態調査やアンケートにつきましては、子ども・子育て会議の意見を踏まえまして、来年1月に実施予定でございます。

このたびの一般質問においての御指摘の内容も参考にさせていただきながら、実態調査やアンケートに反映できるよう検討してまいりたいと思っております。

年齢制限及び有料化につきましても、基準や新たなガイドラインが示された段階におきまして、近隣市町との動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 教育長。

○教育長（高杉良知君） 3項目めの指導員の労働条件の改善について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、イでございますが、指導員の配置基準についてでございます。明確なものがあるわけございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、放課後児童クラブガイドラインにおいて集団規模がおおむね40人程度となっておりますので、各校

2名の指導員を配置し、さらに登会児童数がおおむね25名増加するごとに指導員を1名ずつ増員をしていくという加配措置を行っております。また、活動の実態にあわせて対応しているところでございます。

次の一時金の支給と時間外勤務手当の早急な実現についてでございますけれども、留守家庭児童会の嘱託職員の身分は非常勤の特別職に当たります。この非常勤の特別職については、地方自治体法第203条の2の規定により、条例の規定に基づき報酬を支給しなければならない、並びに職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と報酬と費用弁償のみが規定をされております。

質問にあります一時金である期末手当、勤勉手当や時間外勤務手当についてでございますけれども、留守家庭児童会のさまざまな実施主体で運営をされております、NPOであるとか、もちろん行政であるとか、公設で民営が運営をしている、そういったところさまざまでございますけれども、そういうさまざまところでそれぞれの決まり事の中で支給をされているのではないかなというふうに思います。

行政で運営をしているこの留守家庭児童会では、常勤の職員については地方自治法に支給規定がありますが、非常勤職員に対しましては法令上規定されておられません。このことから、現状では支給する根拠がなく、支給できないものというふうに判断しております。そのため、当町においては留守家庭児童会の嘱託職員はもとより、その他の嘱託職員にも一時金や時間外手当は支給をしておりません。

なお、公務の必要上やむなく時間外勤務となった場合は、振りかえ等の時間調整措置を行っているところであります。

しかしながら、昨今、自治体の臨時非常勤職員の処遇改善について、国においても法整備も検討されているというふうに聞いております。当町におきましても、国における法整備の動向はもちろん、近隣自治体の状況も注視しながら、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

最後のハの研修の充実、研修体系の確立についてでございますけれども、特に児童の安全にかかわる応急措置の基礎知識や救急救命講習などの研修につきましても、年間計画の中で最優先のテーマとして実施をしております。また、支援や配慮を必要とする児童への対応方法、本を通じた子供へのかかわり方、服務規律や一般的な事務研修などの研修も実施をしており、必要に応じ外部の研修へも参加させております。今後の現場サイドの意見も十分に聞き、研修の充実に努めてまいりたいというふうに思

っております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 再質問します。

一つは、府中町の児童会の保護者負担についてお尋ねします。

僕が知ってるのは、嘱託職員という言葉が先ほど教育長の口から出ましたけれども、そういう賃金をそのままそっくり援用してるというんですか、いうことかなというふうに思っておりますけれども、ごめんなさい、これは違った、ほかの質問だ。費用は僕が聞いているのは、おやつっていうんですか、それからもう一つ気になるのが、よその児童会なんか見てもあれです、保険、何かけがをしたとかいうようなときに、保険を何か適用してるっていうところもありましたようですから、その2つについて、要するにまとめて言うと、保護者の負担は一体どういう項目で幾らというふうになってるかということをお尋ねします。

もう一つ、先ほど言いかけたんですけど、労働条件の中で、確かに支給する制限がないので、一時金等についてはって言うんですけど、それは支給するのは府中町ですから、決めればいいんじゃないかというふうに思ったんですね。

というのは、教育長おっしゃったように、実際に、例えば府中町のように児童会を公にやってるっていうのは、実はそんなに多くなくて、これは僕は素晴らしいことだと思ってるんですけど、事実、例えば公立と言っていい府中町のような場合、公社とか社協がやってる場合、それから運営委員会を独自に立ち上げてやってる、それから法人でやってる場合、こういうふうに大ざっぱに言うと5つぐらいの形態で実は運営してるんですね。僕はそういう意味では、府中町の制度っていうのは非常にすぐれた制度だというふうに高く評価しております。それだけにまあできれば、今のままに発展的な今度の条例化の中でやってもらいたいということを含めて言ってるんですけど、労働条件の問題について言うと、とりあえず僕はやっぱり資格は、指導員の資格は問うてないのよっていうことだけど、実態的に見ると、ほとんど教員の免許を取ってる方、保育士の免許を取ってる方というのがやっぱり優先的に入れられてて、ほとんど今、表は15人ということになっておりますけど、ほかに臨時の人が何人か、たしか予算としては700万円かな、何か臨時の人がついてますけど、だけど、そういう意

味で言ったら、期末手当を出すっていうのであれば、別に出してはいけないという規定はないわけですから、こちら側が、そうだな、他市町村でやっている、先ほど言いましたように、47%ぐらいかな、出しているところがあるわけだから、当然こちら側のいわば意思次第でそれは出しますという条例をつくればいいだけの話ですから、それは当たらないというふうに思っていますので、いずれにしても、一時金とか、そして残業の問題も振りかえてということでしたけれども、それで果たしてうまくいくのかどうなのかよくわからないけれども、賃金のことについては、何らかの方法で前向きに検討してもらいたいというふうに思います。

質問、以上です。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 林議員からの再質問で2点ほどいただきましたけども、まず保護者負担でございます。議員言われましたように、おやつと保険代が主でございますけども、1人が月額2,000円をいただいております。その2,000円につきましては、主におやつ代、それと児童会で活動する中でクラフトをつくったりとか、そういった活動もいたしておりますので、そういった材料費とかいうことに充てさせていただきます。

保険につきましても、ちょっとすいません、ちょっと金額をはっきりしたのをちょっと覚えてないんですけど、多分500円までいかなかったと思うんですけども、そういった形でスポーツ安全保険という形で別個にいただきまして、入会の当時にそのスポーツ保険のほうに加入をいたしております。

それと、労働条件ということの中で、一時金であるとか時間外手当のことについてのことでございますけども、教育長が答弁させていただいたのと同様になるかと思っておりますけども、町全体のいわゆる嘱託職員のいわゆる労働条件いいますか、そういう処遇関係との関係がございますので、教育委員会サイドだけでどうこうと言えるものではございませんので、今回の御意見等をまた踏まえさせていただきます、そういう制度等が地方自治法上でもそういうふうなことが規定をされれば、町としてもそれは検討していく必要があるかとは思っております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 最後にこれはお願いなんですけど、やはりよその、まず去年の8月に子ども・子育て関連3法に基づいて、各市町でもいろいろアンケートをやったり、実態調査なんかいろいろ進めてるようです。思ったのは、それらの傾向を見てみると、やっぱりその3法にもそういう方向性みたいななんかある程度うかがわれるということもあって、一つは上乘せ、要するに、今府中町は小学校3年生以下の子供たち、資格は条件はいろいろありますが、その受け入れを4年生、5年生、6年生ぐらいまでやったらどうかっていうのが一つのやっぱりポイントだと思う。

もう一つは、有料化を進めるっていう姿勢がかなり国のほうは出てるんですね。この問題。

もう一つは、時間の延長の問題が出てます。特に保護者のほうからは、6時っていうと、どこに勤務してるか、そこから子供を、学童保育に行ってる子供をどう迎えに行くかというようなこともあったりして、やっぱりもうちょっと延ばしてほしいっていう意見がかなりどこでも出てます。

だから、この3つの問題の保護者なり関係者の意向が反映するようなアンケート項目を実施してもらいたい。来年の1月ぐらいにやるっていうことなので、ほぼ骨格はあると思うんですが、今の3点について、関係者のどんなお気持ちでいらっしゃるか、意向を確かめるような項目をぜひ設定していただきたいということを要望して終わります。ありがとうございました。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第7項、学童保育の充実について、18番林議員の質問を終わります。

以上、総務文教関係の質問全部を終わります。

続きまして、厚生関係に参ります。

厚生関係、第1項、民有地の災害（安全）対策について、8番西議員の質問を行います。

西議員。

○8番（西 友幸君） 民有地の災害対策ということで御質問させていただきます。

この民有地の問題は、がけ条例とか急傾斜地法など、16番議員さん、及び私のほうでも以前何回か質問したことがございますが。それでは、質問に入らせていただきます。

自然災害の猛威はすさまじいもので、ことしも国内外で台風や豪雨、竜巻などが数多く発生して大変な被害をもたらしており、今後もこのような状況は続くのではないか、あるいはもっとひどくなるのではないと感じる人は多いのではないかと思います。

この前の日曜日も千葉県沖で震度4ぐらいの地震がたしか発生したと思うんですが、府中町も随分安全、安心に力を注ぎ、自然災害に強いまちづくりを目指そうとされていることも存じていますが、河川に対しポンプ場、あるいは避難場所や学校の耐震化など、いわゆる公有財産に対して行われてることが主になっています。自然災害は公私を問わず降りかかる災難です。町内でも私有地などで放置され、近隣には住宅がたくさんありながら、豪雨などが起きれば、直ちに被害をもたらすことが目に見えるような状況のところがあります。

私有財産に対して難しいこともあるとは思いますが、1,000平米以上の開発の許可及び指導要綱しか私の思いではないと思っておりませんが、これらの対策として、町ができること、あるいはこれからの方針などを聞かせてください。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 8番西議員の私有地の災害、安全対策についてお答えさせていただきます。

府中町第3次総合計画の安心な暮らし心地のためにでは、災害に強いまちづくりを基本方針として、都市の防災機能を向上させるため、市街地の不燃化促進、避難地、避難路の確保、急傾斜地対策等の都市防災対策を計画的に展開することとしており、具体的な施策として、山崩れ、がけ崩れなどの危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流箇所などの把握に努め、危険度、緊急度に応じて適切な防災対策や指導を行うこととしております。

さて、議員の御質問でございます私有地の災害（安全）対策についてでございますが、基本的には、私有地の所有者の方が危険回避のための措置を行うべきものと考えておりますが、その措置が不完全であるため、これを放置すると災害の発生のおそれがある場合には、法令等に基づき適切な指導を行っていく必要があると考えております。

また、緊急度に応じて災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための必要な応急措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 御答弁ありがとうございました。私が具体的に問題としたいのは、鶴江鹿籠線の緑ヶ丘のバス停があるところに、開発しながら放置された土地が存在しております。これ皆さんも御存じだと思うんですが、府中町が1回土地を売った経緯のある人が持つと思うんですが、これかなり危険だと思うんです。私が庁舎から帰るときに、向こうに行くと、昔、多分あれ賀茂工務店があったところではないかと思うんですが、裏山がもう水が流れて、かなりえぐれてるんです。何か地震がちょっとあったら、前に押して建物が倒れると、このようなことがありますので、花崗岩がむき出しになっております。私が以前一度府中町役場と県の開発指導課にちょっと電話して、以前土のうをちょっとやってもらったことがあるんです。ですが、それ以来ずっと放置のままです。ちょっと何かあったら大変なことになります。

ということで、周りに住んでる人が大変だと思うんですね。それと、ちょうど緑ヶ丘のつばきバスのバス停もそこにあるわけなんですよ。それがもうこう、どういふか、流れて流れてがけが崩れてきたとき大ごとになると思うんですよ。ということで、皆さんもちょっと現状、行って見てもらったらよくわかると思うんですが、もうかなり危険な状態だと私は思っております。

そういうことで、街路に面し、近くには民家も多数ありますので、これ建設のほうとの関係あると思うんですが、これ私はちょっと建設委員やっとするで、言うたらいけんのですが、ちょっとそこらで何とかできるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のことをちょっと返答をよろしくお願いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 8番西議員の再質問に対しまして答弁をさせていただきます。

西議員の御指摘の鹿籠二丁目3番街区の開発行為につきましては、平成20年10月1日に資材置き場等の建設を目的としまして開発行為の許可申請書が提出をされまして、約1年半後の平成22年4月9日に広島県から開発行為の許可がおりております。翌月の5月19日に工事着手されましたが、開発区域の拡大など計画変更を

行うために、工事は一時中断をされ、その後、土地の権利に関する整理が進まないということから、現在にそのままの状況になっておるというところがございます。

都市計画法におきます開発行為に関する許認可権というのは、議員も御存じのように都道府県にあるため、法的には、広島県がこういった開発行為の防災などに対し指導する権限を有しておりますが、町といたしましても、近隣からの苦情については県と協力をし、開発事業者に対しまして指導、助言等を行っておるというところがございます。

この鹿籠二丁目の3番街区の開発行為の現場につきましては、梅雨や台風シーズンを中心にブルーシートでの応急措置などをお願いをするとともに、現場が早期に安全な状況となるよう事業者や設計者等と現在協議を継続をしているというところがございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 質問じゃないんですが、今、部長が言われたように、私はある程度府中町でも、呼んでからかなりきつく指導できると思うんですね。そこらをちょっとどの程度やられておるんかよくわかりませんが、一向に進んでおりません。そこらをちょっとまた強く要望して、これは要望ということで終わらせていただきます。どうかよろしくお願いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第1項、民有地の災害（安全）対策について、8番西議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、施設の計画的整備について、1番小菅議員の質問を行います。

小菅議員。

○1番（小菅卷子君） 施設の計画的整備についてを質問いたします。

町内の公共施設は建物やその附属設備であります。開設時や開館時からは相当の年数が経過し老朽化が進んでいるのが現状であります。こうした老朽化の現状のもと、確かにこのたびの都市計画税改正同様、財源面も考えると、早急に建物の改修、改築等に多額の費用を費やすということも困難ではと十分承知をしているところです。

しかし、どうしてもこの場で申し上げたいのは、少子高齢化が急速に進む中で、特

に多くの町民が頻繁に活用する福寿館における設備、特に私が申し上げたいのは、具体的ではありますが、椅子でございます。現状を見てもらえれば、誰でもがびっくりすると思いますが、修繕をして対応できる状況ではございません。多額の費用もかかると思えませんので、早急に対応すべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 1番小菅議員からの施設の計画的整備についてという御質問に御答弁申し上げます。

答弁の前に、まずはおわびを申し上げなければならないと思っております。町民の皆様が快適に御利用いただかなければならない施設、福寿館において、既設設備の管理が十分行き届いておらず、利用者の皆様に不快な思いを与えてしまいましたこと、おわびをいたします。大変申しわけございませんでした。

府中町老人福祉センター福寿館は、昭和57年4月に開館し、老人福祉センター、保健センター及び地区センターの3つの機能を持ち、高齢者の教養娯楽活動、地域のコミュニティー活動、保健福祉サービス提供の場として、子供から高齢者まで多くの住民の皆様に日々御利用いただいているところでございます。そして、この施設もこととして31年目を迎え、施設の老朽化も進んできております。まずは、安全に御利用いただくことが最優先でございますので、毎年度設備等の定期的な点検や修繕等を行い、施設を管理しているところでございます。

御質問の趣旨でございます日常的な活動に使う椅子などの計画的な整備について、答弁させていただきます。

常時使う椅子、机につきましては、各種の事業等で使用する際に点検を行い、修繕できるものは修理を行い、また修理不可能状態ものは可能な限り予算を確保の上、更新を行っているところでございます。1階の大ホール、それから健康相談室の椅子については、そのほとんどが昭和57年の開館当時購入したものを使用しておりますが、徐々にシートの傷みや破損したものが多く見られるようになりましたので、平成24年度に破損等のある椅子50脚を更新しております。

また、2階の栄養保健指導室の椅子は、平成21年11月に老人集会所白寿館を廃止した際に、そこで使用しておりました椅子を福寿館で再利用することとし、福寿館

の破損した椅子と入れかえて使用しておりました。しかし、3年の間にシートや背もたれが破れ、ほぼ全ての椅子がガムテープで補修した状態となっており、とても気持ちよく御利用いただけるものではなくなってきておりました。机につきましては、平成20年度に大ホールの机の一部を平成21年度に教養娯楽室の机の一部を更新し、その他の部屋についても、点検、修理を行いながら、御利用いただいております。

町民の皆様の活動が活発になれば、福寿館を御利用いただく頻度も高くなります。御利用者の皆様には大変大切に使用させていただいておりますが、使用頻度が高くなれば、机や椅子の劣化も早まってまいります。今後はより気持ちよく福寿館を御利用いただけるよう、定期的な椅子などの点検を行い、計画的な施設整備を行ってまいります。まずは、2階の栄養保健指導室の椅子が大変劣悪な状況でございますので、早急に更新できるよう予算確保に努めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

1番小菅議員。

○1番（小菅卷子君） 私が思ったのは、部長は見に行かれましたか、椅子を。ああ、そうですか。あんなにひどい椅子を今まで放置されたっていうことは、先ほども申しわけなかったっていう言葉があったけど、多分あそこにみんな悪い椅子を集められて、結果こうなったんじゃないかなというふうに思うんですけど、私が30日に講演会を開いたときに、講習会ですか、何か開いたときに、外部から講師の方をお招きをいたしました。そのときに講師の方にちゃんとした椅子に座っていただきたいと思っても、ないんです、ちゃんとした椅子が。全部ガムテープがべたべたに張ってあって、それが五、六十脚です。

福寿館というのは、先ほども部長からお話がありましたように、ゼロ歳児から高齢者までの利用頻度が高いところなんです。そうだし、高いっていうことよりも、ましてやっぱりあそこは多くのボランティア団体が行政と協働で物事を進めて、それも積極的に、食育なんかは朝の7時、8時から出て、学校に出向いて子供たちのためにおにぎり体験をさせたり、すごい福寿館は、今それで私もいろんなところに視察に行かせていただきました、勉強もしましたが、福寿館の活動というのは、町民の皆様に対しては頭の下がる思いをいたしております。そんな中で、早急にという言葉がありました

たけど、早急にという言葉が来年6月にやっても早急です。ことしいっぱいやっても早急です。やっぱり早急という言葉は幅が広いと思います。その早急ていうときを新年度の予算でやるつもりなのか、それとも別枠でもって対処したいというふうに考えておられるのか、この議会が終わったら済むっていうふうに考えておられるのか。

実際ですね、冬になりましたら、大体着るものが毛のついたものを着ますけど、ガムテープにつくんですよ、座ると。そういう状況であるということと、もう少し、私はいい勉強させていただいたから、よかったっていうんですか、悪かったというんですか、よくなるためのことですので、あれですけど、やっぱり皆さんあの状態を見たら、心が折れます。

都市計画税も今度0.1、財源的なもんで上げたんですけど、やっぱり財政的には苦しいかもしれませんが、そういうようなことでもって、目に見える形でもって行政としては町民に還元していただきたいというふうに思います。そのことについて、もう一度答弁お願いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 御指摘をいただいて、私もすぐ現場に行って、大変劣悪な椅子の状況は確認をしております。この施設はボランティアさんなどが、あるいは定期活動グループが使用料を免除の上使用する場合だけではなく、場合によってはお金をいただく、使用料をいただく施設でございますので、とても使用料をいただけるような環境にないというふうに認識をしました。早急に言うたけど、それはいつなんだ、今でしょうという質問だと思うんですが、新年度の予算には予算確保できるように努力をしてみたいとは思いますが、このまま数カ月の間放置している状況にはないと考えておりますので、既に対応しておるんですが、大ホールに椅子が現在260脚ございます。260脚全てが使われるような行事というのは非常にまれでございますので、とりあえず50脚ほど大ホールから既に状態のいいものを2階の栄養保健指導室のほうに移設をさせていただいております。今後更新するまでの期間において、大ホールで二百数十脚椅子を並べなければいけないような行事がある場合には、一時的にもとの劣悪なものをということになるかもしれませんが、当面、更新するまでの期間ということで大ホールの椅子を仮移設させていただいておりますので、更新するまでの期間ということで御了承いただければと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（慶徳宏昭君） 3回目の質問。

1 番小菅議員。

○1 番（小菅卷子君） 何とかそのままで、何とか応急措置をとということでもって考えていただいたことだというふうに思うんですけど、結局は60脚ですよ、栄養指導室のあのガムだらけの。あれが60だから、60を1階から上げて、それで今度60を下に置くっていうことでしょう。それでそこら辺でもって多分大きなものがないければ、間に合うんじゃないかっていうことをおっしゃってるんですよ。だけど、結局はいずれかは買わなきゃいけないものなんですよ、ましてや消耗品ですし。

それで、私ね、こんなこと言っているのかどうかわからないんですけど、あれと同じ椅子がどのぐらいの相場のものかということで調べに行ってきたんです。大体行政のほうではどのくらいかかるんだろかなて、30万、40万、50万、60万と見ておられるのかなっていうふうにも想像したんです。これ私の想像ですよ。だけど、実際あのパイプ椅子と同じ椅子があったんです。そしたら1,000円だったんです。1,000円だったら、60脚買ったにしても6万ぐらいのもんよね、というふうに私は思ったんですけど、同じことですので、いつ準備しようが、しまいが、あそこの栄養指導室が、何て言うのかな、椅子がよくなればいいっていうもんでもないですし、それで解決したっていうもんでもないでしょう。だって、不足は不足なんですから。不足は不足でしょう。だから、大きなことが、新年度になって、26年度になって福寿館がいろんな形でもって、1月の何日に老人会のほうでもってあそこを使うような、女性部の集まりとかなんとかっていうのも、あそこも大きくまた予定されてますよね。そういう行事が入ってますよね、あそこの大ホールも。結局は足りなくなりますよね。また、上から下、上から下っていうふうにして運ばれて用意されるかどうかわからないんですけど、どっちにしたって用意しなくちゃいけないものなんだから、やっぱりこの際、新年度に予算をとられるのかどうかわからないんですけど、こういうひどい状況の中で新年度を、福寿館の皆さんも予算的なことがあって、もったいないから何とか使えるものは使おうというふうに努力をなさってるというようなことも、その中からは察する面もありますけど、やっぱり物事には限度もありますし、そうだし、早くしなくちゃいけないことは早く手を打っていただきたいなというふうに思います。

それで、町長、福寿館の椅子が60脚なんですけど、先ほどから私も質問させてい

ただ、ガムテープだらけの椅子で早急に対応をとということでお話ししてたんですけど、見るに忍びない椅子でございまして、心も折れそうな椅子なんですけど、恥ずかしくて町外からも福寿館にたくさん研修でおみえになります。とてもお見せできるような椅子ではありません。そこで、町長お願いですので、新しい椅子を買って早急に対応していただきたい。600席じゃありませんので、60ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。答弁お願ひします。

○副議長（慶徳宏昭君） 町長。

○町長（和多利義之君） 私もちょうどちょこちょこ行くんですが、本当に悪いんかいなと思ひて、今思ひ気持ちでございまして、どうも聞いてみると、悪いのが多いというふうに聞いておりますので、逐一整備をしていかなければいけないと、こういうふうに思ひておりますが、そうはいうても、今すぐやれ、あしたすぐやれいう意味かわかりませんが、そうはいいまして、自治体でポケットの財布からすぐ出してということにはなかなかならん、年度末でもあるし、予算もほとんど執行しとるし、やっぱり新しい年度の中で予算化をして、福祉保健部長が言うように、その中で最善を尽くして検討して、最短でやるよう努力すると、先ほど言ひましたが、そのようにひとつ御理解をいたひてですね、もう予備費を使えいうて、予備費はあれもこれもくれいうて来るもんですから、余りないようなとる。そうしますと予算がないということなんです。したがひまして、最短で福祉保健部長が言ひますように、やらせていただくということで御理解をいたひきたい、このように思ひます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第2項、施設の計画的整備について、1番小菅議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） ここでお諮りをいたひします。

本日はこれをもって延会とし、12月17日午前9時30分から会議を開くことにいたひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（慶徳宏昭君） 異議がないものと認めます。よって、本日は延会とし、12月17日午前9時30分から議会議を開くことと決し、これをもって延会といたひします。

(延会 午後 2時10分)